新型コロナウィスル感染症登園届（保護者記入）

R6 年 1 月改定

新型コロナウィルス感染症の診断を受けましたら、幼稚園にご連絡のうえ医師の指示に従い、登園届を保護者の方が記載して提出をお願いします。

新型コロナウィルス感染症を発症後5日経過し、かつ症状（発熱・喉の痛み・痰がらみ等の症状）が軽快後1日が経過してからの登園になります。

【新型コロナウィスル感染症出席停止早見表】

	日付	発症日	発症後５日を経過						
		０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
		/	/	/	/	/	/	/	/
1	発症後１日目に症状軽快した場合	発熱	軽快	軽快後し１日経過	発症後５日以内であるため登園不可				
		出席停止	→	→	→	→	→	登園可	
2	発症後 3 日目に症状軽快した場合	発熱	有症状	軽快	軽快後し１日経過	発症後５日以内であるため登園不可			
		出席停止	→	→	→	→	→	登園可	
3	発症後 6 日目に症状軽快した場合	発熱	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後し１日経過	
		出席停止	→	→	→	→	→	→	登園可

＊なお「症状が経過」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善にあることを指します。
また、軽快した日は算定せず、その翌日を１日目とします。

施設名　習志野みのり幼稚園　　クラス　　名前

発症した日	月　　日
症状が経過した日	月　　日
登園可能日	月　　日
受診した医療機関	